

議案第 22 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
1	鹿畑北大和線	鹿畑町2341番1先 北大和5丁目20番11先	
2	北条宝生寺線支線13号	俵口町164番6先 俵口町164番12先	
3	北条宝生寺線支線14号	俵口町164番22先 俵口町164番15先	
4	俵口町4号線	俵口町1389番1先 俵口町1388番9先	
5	壱分さつき台線支線4号	壱分町675番2先 壱分町675番8先	

平成18年3月9日提出

生駒市長 山下 真